

北河内4市リサイクルプラザ
施設総合管理委託仕様書

北河内4市リサイクル施設組合

本仕様書は、北河内4市リサイクル施設組合(以下「発注者」という。)が受託業者(以下「受注者」という。)に対し発注する北河内4市リサイクルプラザの施設総合管理委託(以下「委託業務」という。)を安全かつ適正に実施するため、必要な事項を定めるものである。

1 建物概要

- (1) 所在地：大阪府寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
- (2) 敷地面積：4,840.07 m²
- (3) 主要用途：選別圧縮梱包処理施設（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）
- (4) 構造・規模
 - ア 管理棟：鉄筋コンクリート造3階建
 - イ 処理棟：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階建
- (5) 建築面積：2,063.53 m²
- (6) 延床面積
 - ア 管理棟：759.7 m²（一部処理棟を含む。）
 - イ 処理棟：368.0 m²（委託業務の対象部分に限り、外構部分を除く。）

2 委託業務の内容

- (1) 清掃業務
- (2) 設備点検業務
- (3) 環境衛生管理業務

3 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

（ただし、業務開始日は、令和7年4月1日とする。また、準備に係る費用等は、全て受注者の負担とする。）

4 各種報告等

- (1) 受注者は、委託業務の実施状況を発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、各年度当初に各作業の計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、委託業務の実施に係る各種報告書（点検記録・点検結果・作業日報等）を作成し、発注者へ提出すること。また、法令等に基づく各種届出・報告等、委託業務の実施にあたり必要となる監督官公庁等への提出書類については、所定の様式で必要部数を作成し、適切な時期に発注者へ提出すること。
- (4) 受注者は、発注者の貸与する書類並びに受注者の作成書類等、委託業務の実施に係る書類は、発注者の求めに応じて常に提示できるよう、受注者において適切に整理・保管するものとする。
- (5) 受注者は、不良の箇所の特定についても適宜報告すること。

5 開館時間（職員が常駐している時間）

月曜日から金曜日まで（祝日を含み、年末年始を除く。）

午前9時00分から午後5時30分まで

※ 年末年始（12月29日から1月3日）は、原則として休館日とする。

ただし、年末のごみ収集計画により変更あり。

6 施設の利用者

施設見学者、組合職員、構成市（枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市）職員、
その他委託事業者等

7 関係法令等の遵守

受注者は、委託業務の実施にあたり適用される関係法令、条例、規則及び本仕様書を遵守の上、適法かつ適切な手法を用いて誠実に業務を履行しなければならない。

なお、本施設は健康増進法に規定する第一種施設であることから、同法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づき、「敷地内禁煙」とする。

8 業務名及び業務概要

受注者が行う委託業務の概要は、次のとおりとする。ただし、本仕様書に明記がない事項であっても、施設の良好な維持管理を行うために必要な事項について、発注者と協議して必要な措置を講じるものとする。

(1) 清掃業務

受注者は、次の事項を遵守して、各業務を行うこと。

ア 日常清掃

(ア) 作業員 1名以上

(イ) 作業可能時間 午前9時00分から午後5時30分までの間

(ウ) 作業日 月曜日から金曜日まで（祝日を含み、年末年始を除く。）

(エ) 業務範囲 管理棟、管理棟前駐車場・緑地、施設周辺道路・緑地、渡り廊下、
処理棟3階ホール、見学者通路、見学者ホール、
処理棟1階プラットホーム前便所

※ 日常清掃とは、1日又は週単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。

作業の内容は以下の事項を基本に行うものとする。

a 床清掃

床面は掃き清掃の後、汚れに応じて水拭き又は空拭きを行うこと。

カーペットについては、掃除機で吸塵作業を行うこと。

b 階段等

床清掃作業の業務以外に手摺りの清掃作業も行うこと。

c 什器・備品等

机・椅子等は、汚れに応じて、はたき掛け、水拭き又は空拭きを行うこと。

鉢植木への水補給を行うこと。

d ごみ箱の内容物の回収

内容物が分別されていなければ分別収集を行い、既定の集積場まで搬出・保管すること。

ごみ箱についても汚れに応じて清掃し、清潔に保つこと。

e 便所

床面・便器及び洗面器・鏡は、機器に応じた洗剤又はクリーナーを用いて清掃を行うこと。

トイレットペーパー及び石鹼類の交換・補充を必要に応じて行うこと。

間仕切りは、落書き、破損がない状態に保つこと。

f 湯沸室

茶殻等の処理を適時行い、流し台は洗剤等を用いて清潔な状態に保つこと。

床面は、床清掃作業に準じて、清潔な状態に保つこと。

g 管理棟前駐車場・緑地及び施設周辺道路・緑地

掃き掃除・ごみ収集を行うこと。

緑地については、水遣り等、適切に管理を行うこと。

※ 清掃回数によらず、巡回点検により発見した汚れの除去、ごみ収集を行うこと。

※ 上記以外の項目に関しても、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書（最新版）」に準じて作業を行うこと。

イ 定期清掃

(ア) 作業員 1名以上

(イ) 作業可能時間 午前9時00分から午後5時30分までの間

(ウ) 勤務日 毎月1回又は年数回

(エ) 業務範囲 日常清掃部及び処理棟（作業員休憩室・湯沸室・男子便所・女子便所・男子脱衣室・女子脱衣室・男子更衣室・女子更衣室・備品庫・洗濯室・廊下・中央操作室・前室1A・階段室A・前室2A・前室3A）

（※10頁・11頁 清掃作業詳細表のとおり）

※ 定期清掃とは、月又は年単位で定期的に行う清掃をいう。

作業の内容は、以下の事項を基本に行うものとする。

a 硬質床・弾性床（年12回）

床に適した洗剤・薬剤を使用し、水拭き、洗剤洗浄、洗剤剥離、ワックス掛けを行うこと。

洗剤・ワックス塗布等の際は、備品等に飛び散らないように作業すること。

b カーペット（年1回）

埃の除去、染み抜き、洗浄を行い、乾燥後は毛並みの仕上げを行うこと。

なお、洗浄・塗布の際は、備品等に飛び散らないように作業すること。

※ 染み取り・スポットクリーニングは月1回

c 窓ガラス（月1回）

ガラス用洗剤を散布し、汚れを除去し、スクイジー等で汚水を除去後、空拭きを行うこと。

地上の通行人など周りの状況を把握し、安全に作業を行うこと。

※ 風除室の自動ドア及び処理棟3階見学者窓は毎日清掃すること。

※ 上記以外の項目に関しても、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書（最新版）」に準じて作業を行うこと。

ウ 清掃業務に必要な器具及び器材は、受注者の負担とし、発注者の指定した場所にて保管・管理し、整理整頓に努めること。

エ 消耗品（トイレトペーパー及び手洗い石鹼液を除く。）は受注者の負担とし、発注者の指定した場所にて保管・管理し、適時適切に補充すること。

オ 定期清掃作業は、原則的に昼間の作業とし、年間計画表を作成し、発注者の承諾を得た上で作業を行うこと。

カ 清掃作業に使用する薬剤は、人体に影響が無いものであること。

キ 窓ガラス清掃の作業時は、監視人やカラーコーンを設置するなど通行人に注意し、転落等事故の無いように安全に実施すること。

(2) 設備点検業務

受注者は、次の事項を遵守して、各業務の点検を行うこと。

ア 受変電設備点検

(ア) 業務概要

自家用電気工作物保安管理業務を実施するにあたり、電気事業法及び同法施行規則の規定による第3種電気主任技術者以上の免状の交付を受けた者により受電設備等の保守点検を行い、その結果を速やかに発注者に報告し、その確認を受けるものとする。

(イ) 業務名及び回数等

a 定例業務点検においては、電気を停止せず受電設備、負荷設備等の点検・測定を行うこと。（月1回）

b 年次定期・精密点検においては、精密検査機器等を用いて、重点的に点検を行うこと。また、高圧機器内部も点検を行うこと。（年1回）

イ 消防設備点検

(ア) 業務概要

消防法第17条第1項に定める消防の用に供する設備等（以下「消防設備等」という。）について、その機能保全のため、消防設備士の免許状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者により消防設備等の保守点検を行い、その結果を速やかに発注者に報告し、その確認を受けるものとする。

なお、消防署に提出する点検結果報告書を所定の様式で作成し、発注者に2部提出すること。

(イ) 業務名及び回数等

a 機器点検（外観点検及び作動点検含む）（年2回）

b 機器総合点検（年1回）

- c 防火対象物定期点検（年1回）
- ※ 上記 a 機器点検のうち1回は、機器総合点検時に行うものとする。
- ※ 点検日時は、事前に発注者と協議するものとする。

(ウ) 点検内容

a 機器点検（外観点検及び作動点検含む）

消防設備等の機器について、適正な配置、変形損傷の有無等を確認するとともに、機器の外観又は簡単な操作により判別できる事項を、消防設備の種類等に応じ、告示で定める基準に従って確認する。

b 機器総合点検

消防設備等の全部又は一部を作動させる等により、消防設備等の総合的な機能その機器の種類に応じ、告示で定める点検基準に従って確認する。

c 防火対象物定期点検

防火対象物における防火管理者の選任、消火、通報、避難訓練を行っているかなど、その他消防法令の基準による消防用設備等が設置されているかを点検基準に従って確認する。

ウ 空冷ヒートポンプエアコン保守点検

(ア) 業務内容

- ・ 空冷ヒートポンプエアコンを点検確認し、フィルターの交換を行うこと。

(イ) 空冷ヒートポンプエアコン等の点検業務名及び点検回数等

a 空冷ヒートポンプエアコンフロンガス法令点検（3年に1回）

b フロン排出抑制法に係る定期点検（年4回）

- ※ 上記 a 空冷ヒートポンプエアコンフロンガス法令点検は令和9年度に行う。
- ただし、手選別室の空冷ヒートポンプエアコン保守点検は、年1回とする。

エ エレベーター等保守点検

(ア) 業務概要

エレベーター設備等（以下「エレベーター等」という。）について、その機能維持及び運行の安全を確保するため、専門技術者又は資格を有する者（以下「技術者等」という。）によりエレベーター等の保守点検を行うとともに故障時における必要な修理等必要な処置を実施するものとする。

- ※ 点検終了時にはその結果を速やかに報告し、その確認を受けるものとする。

(イ) 業務名及び回数等

a 月次点検（外観点検及び作動点検を含む。）（3か月に1回 年4回）

b 定期検査（年1回）

- ※ 上記 a 月次点検のうち1回は、定期検査時に行うものとする。
- ※ 点検日時は、事前に発注者と協議するものとする。

(ウ) 点検内容

a 月次点検（外観点検及び作動点検含む）

エレベーター等について、定期的に技術者等を派遣し機器・装置の点検を行い、必要に応じて機器の調整等を行う。

b 定期検査

建築基準法第 12 条第 3 項に基づき、技術者等を派遣し、必要な点検（エレベーター等及び付属設備の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）及び機器の調整等を行う。

オ 自動ドア等保守点検

(ア) 業務概要

自動ドア及び周辺機器等（以下「自動ドア等」という。）について、その機能維持及び作動の安全を確保するため、専門技術者（以下「技術者等」という。）により自動ドア等の保守点検を行うとともに故障時における必要な修理等必要な処置を実施するものとする。

点検終了時にはその結果を速やかに報告し、その確認を受けるものとする。

(イ) 業務名及び回数等

定期点検（4 か月に 1 回 年 3 回）

※ 点検日時は、事前に発注者と協議するものとする。

カ 特殊建築物定期調査

(ア) 業務概要

建築基準法第 12 条に基づく特殊建築物定期調査に準じた調査を、国土交通大臣が定める資格を有する者等により行うものとする。調査終了時にはその結果を速やかに報告し、その確認を受けるものとする。

(イ) 業務名及び回数等

定期調査（3 年に 1 回）

※ 調査日時は、事前に発注者と協議するものとする。

※ 点検作業は令和 9 年度に行う。

キ 建築設備定期点検

(ア) 業務内容

建築基準法第 12 条に基づく建築設備定期点検に準じた点検を、国土交通大臣が定める資格を有する者等により行うものとする。点検終了時にはその結果を速やかに報告し、その確認を受けるものとする。

(イ) 業務名及び回数等

定期点検（年 1 回）

※ 調査日時は、事前に発注者と協議するものとする。

(3) 環境衛生管理業務

受注者は、次の事項を遵守して、各業務を行うこと。

ア 受水槽点検、清掃、検査

(ア) 業務概要

a 水道法に基づく点検・清掃について、貯水槽清掃業者（建築物飲料水貯水槽清掃業：大阪府知事の登録業者）にて定期点検・清掃を行うこと。

b 貯水槽水道を清掃した後に、施設から給水される水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査を行うこと。

水質検査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に規定する「建築物における飲料水の水質検査を行う事業」の登録を受けた者、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所又は保健所により行うこと。

c 点検・清掃・検査終了時にはその結果を速やかに発注者に報告し、その確認を受けること。

(イ) 業務名及び回数等

・ 定期点検・清掃・検査（年1回）

※ 点検日時は、事前に発注者と協議するものとする。

イ ごみ汚水槽・油水分離槽清掃

(ア) 業務概要

a 水槽内部の汚泥の搬出・清掃・洗浄・消毒を行うこと。

b 清掃終了時にはその結果を速やかに発注者に報告し、その確認を受けること。

(イ) 業務名及び回数等

・ 定期清掃（年2回）

※ 清掃日時は、事前に発注者と協議するものとする。

ウ 防殺虫及び防殺鼠

(ア) 業務概要

a 対象害虫及び鼠の駆除を行うこと。

対象害虫は、ゴキブリ・チョウバエ・チカイエカ・イエダニ等とする。

b 業務開始時に施設内を調査点検し、その状況を発注者に報告すること。

c 防殺鼠防除・駆除については、殺鼠剤・粘着シート等使用し駆除を行うこと。

d 作業終了時にはその結果を速やかに発注者に報告し、その確認を受けること。

(イ) 実施回数等

・ 館内の害虫駆除 年2回

・ 館内の鼠駆除 月2回

・ 重点箇所駆除 年1回

※ 害虫及び鼠が大量に発生した場合は、随時駆除を行い、除去回数を追加できるものとし、施設の衛生面における充実をめざすものとする。

エ 植栽管理

(ア) 業務概要

場内の剪定・薬剤散布・除草・施肥を行うこと。

(イ) 業務名及び回数等

・ 剪定（低木・高木 各1回） 年2回

・ 薬剤散布 年1回

・ 除草 年2回

・ 施肥 年1回

9 費用負担

委託業務の実施に係る発注者及び受注者の費用負担区分は以下のとおりとし、これ以外の費用は別途発注者及び受注者による協議の上決定するものとする。

発注者と受注者の費用負担区分一覧

(負担者：○)

費用区分	発注者	受注者
従業員の人件費		○
光熱水費（上下水道料金・電気料金）	○	
委託業務実施に係る資機材・備品・消耗品の調達経費	○（トイレットペーパー及び手洗い石鹼液に限る）	○
各種報告等の作成経費		○
監督官公庁提出書類作成経費		○

10 責任分担

委託業務の実施にあたり、発注者と受注者は、リスク発生時の対応責任の所在を明確化するため、以下の区分に基づきそれぞれ責任を分担する。

責任分担が不明確な事象が発生した場合には、発注者と受注者の協議により別に定めるものとする。

発注者と受注者の責任負担区分一覧（責任を有する者：○）

リスクの種類	リスクの内容	責任の区分		
		発注者	受注者	
契約リスク	契約書等入札関係書類の瑕疵・内容変更	○		
制度関連リスク	法制度	直接的に影響を受ける法令等の制定・改正	○	
		それ以外の法令等の制定・改正	○	
	許認可等	発注者が取得すべき許認可等の遅延 等	○	
		受注者が取得すべき許認可等の遅延 等	○	
	税制度	消費税の範囲又は税率の改定	○	
上記以外の税制の改定			○	
社会リスク	損害賠償	委託業務実施に伴う発注者・第三者への損害発生	※1	○
	近隣対応	委託業務の内容等に関する苦情等	※2	○
	環境問題	委託業務の実施による有害物質の排出・漏洩、騒音、水枯れ、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等		○
債務不履行リスク	発注者の指示による業務の免除 等	○		
	業務要求水準等を満たさないサービスの提供		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○		
物価リスク	インフレ・デフレ等社会情勢に左右されるもの	○		
発注者責任リスク	発注者の都合による仕様変更 等	○		
	受注者の都合による仕様変更 等		○	
支払遅延・不能リスク	発注者の委託料支払の遅延・不能 等	○		
瑕疵担保リスク	施設・敷地の隠れた瑕疵の担保責任	○		
計画変更リスク	用途・レイアウトの変更等、発注者の責に帰する事業内容の変更	○		
業務コスト変動リスク	発注者の都合による事業内容等の変更等に起因する業務コストの変動	○		
	上記以外の要因による業務コストの変動（不可抗力・物価の影響によるものを除く。）		○	
施設瑕疵リスク	不適切な業務に起因する事故及び火災等災害による施設・什器・備品の損傷・劣化 等		○	

〔※1〕 委託業務の実施に伴い、発注者又は第三者に損害が生じた場合、受注者は、発注者又は第三者が被った損害を賠償するものとする。ただし、上記の表中に関しては、損害の発生が受注者の善良なる管理者としての注意義務を尽くしてもなお回避しえなかったものであるときは、発注者が損害賠償の責任を持つものとする。

〔※2〕 委託業務の発注者が対応すべき事象に係る責任の所在を示す。

清掃作業詳細表

管理棟（一部処理棟含む）

階	場所	材質	面積	日常清掃回数	定期清掃回数	備考
1階	風除室	磁器質タイル	6.5 m ²	1/日	12/年	
	ホール	ビニル床シート	69.0 m ²	1/日	12/年	
	男子便所	ビニル床シート	9.3 m ²	1/日	12/年	
	女子便所	ビニル床シート	9.3 m ²	1/日	12/年	
	多目的便所	ビニル床シート	6.0 m ²	1/日	12/年	
	事務室	タイルカーペット	82.2 m ²	1/週	1/年	フリーフロア
	湯沸室	ビニル床シート	5.5 m ²	1/日	12/年	
2階	啓発フロア	ビニル床シート	135.0 m ²	1/日	12/年	
	展示物保管庫	ビニル床シート	14.8 m ²	1/日	12/年	
3階	ホール	ビニル床シート	21.3 m ²	1/日	12/年	
	男子便所	ビニル床シート	12.7 m ²	1/日	12/年	
	女子便所	ビニル床シート	8.1 m ²	1/日	12/年	
	研修室	タイルカーペット	125.1 m ²	1/週	1/年	
	渡り廊下・ホール・見学者通路・見学者ホール	ビニル床シート	232.7 m ²	1/日	12/年	処理棟
共通	階段	ビニル床シート	22.2 m ²	1/日	12/年	
	エレベーター			1/日	12/年	
	窓ガラス		178.0 m ²		1/月	1階のみ両面
その他	照明器具		1式		1/年	階段・廊下の誘導灯は、1回/月
	ブラインド		1式		1/年	

処理棟

階	場所	材質	面積	日常清掃回数	定期清掃回数	備考
3階	作業員休憩室・湯沸室	ビニル床シート	107.9 m ²		12/年	
	男子便所	ビニル床シート	10.0 m ²		12/年	
	女子便所	ビニル床シート	7.6 m ²		12/年	
	男子脱衣室	ビニル床シート	7.6 m ²		12/年	
	男子更衣室	ビニル床シート	21.0 m ²		12/年	
	女子脱衣室	ビニル床シート	4.5 m ²		12/年	
	女子更衣室	ビニル床シート	9.2 m ²		12/年	
	洗濯室	ビニル床シート	14.2 m ²		12/年	
	備品庫	ビニル床シート	8.6 m ²		12/年	
	廊下	ビニル床シート	24.1 m ²		12/年	
	中央操作室	タイルカーペット	63.5 m ²		1/年	
1階	前室1A	防塵塗装	8.6 m ²		12/年	
2階	前室2A	コンクリート金ごて押え	6.2 m ²		12/年	
3階	前室3A	防塵塗装	15.8 m ²		12/年	
共通	階段室A	ビニル床シート	59.2 m ²		12/年	
	窓ガラス		11.0 m ²		1/月	

設備点検業務作業表

	作業項目	頻度 (年)	数量	備考
○	受電設備点検 (精密点検含む)	12回	1式	850kVA
○	自動火災報知設備保守点検 (総合点検含む)	2回	1式	
○	防火防煙設備保守点検 (総合点検含む)	2回	1式	
○	誘導灯設備保守点検 (総合点検含む)	2回	1式	
○	屋内消火栓設備保守点検 (総合点検含む)	2回	1式	
○	消火器保守点検 (総合点検含む)	2回	1式	
○	避難器具設備保守点検 (総合点検含む)	2回	1式	
	空冷ヒートポンプエアコン保守点検 (3年に1回)		1式	一部年1回
○	フロン排出抑制法に係る定期点検	4回	1式	
○	昇降機設備保守点検	4回	1台	
	自動ドア保守点検	3回	1台	

※ 「○」は法定点検等を含む。

環境衛生管理業務作業表

	作業項目	頻度	数量	備考
○	受水槽点検、清掃、水質検査	年1回	1槽	
	ごみ汚水槽・油水分離槽清掃	年1回	1式	
	防殺虫	年2回	1式	大量に発生した場合は随時とする
	防殺鼠	月2回	1式	
	植栽管理	年6回	1式	

※ 「○」は法定点検等を含む。

主要機器メーカー一覧表

機器・品目		管理棟			処理棟				合計	メーカー	備考
		1F	2F	3F	1F	2F	3F	4F			
自動火災報知設備	作動式スポット型感知器				77	44	53	17	191	能美防災(株)	
	光電式スポット型煙感知器				9		24	5	35	能美防災(株)	
	定温式スポット型感知器(防水)				5		5		10	能美防災(株)	
	3種非蓄積型感知器				3				3	能美防災(株)	
	作動式分布型感知器					2			2	能美防災(株)	
	3種蓄積型感知器						3		3	能美防災(株)	
	炎感知器							1	1	能美防災(株)	
非常警報設備	ベル		1	1					3	能美防災(株)	
誘導灯設備	C級避難口誘導灯	1		3	1		3		8	東芝ライテック(株)	
	B級避難口誘導灯				8	2	4	1	15	東芝ライテック(株)	
	B級避難口誘導灯(矢印付)					1				東芝ライテック(株)	
	B級点滅式誘導灯	1		1			1		3	東芝ライテック(株)	
	B級点滅式誘導灯(矢印付)		1				1		2	東芝ライテック(株)	
	C級通路誘導灯(片面)						1		1	東芝ライテック(株)	
	C級通路誘導灯(両面)						2		2	東芝ライテック(株)	
	B級通路誘導灯					1			1	東芝ライテック(株)	
	階段誘導灯(壁付)		1	1	2	4	4		12	東芝ライテック(株)	
	階段誘導灯(天井)				2				2	東芝ライテック(株)	
	誘導灯信号装置	1							1	東芝ライテック(株)	
屋内消火栓設備	易操作性1号消火栓				3	2	3	1	9	(株)横井製作所	

機器・品目		管理棟			処理棟				合計	メーカー	備考
		1F	2F	3F	1F	2F	3F	4F			
消火器	ABC10 型	2	2	2	18	3	13	4	44	モリタ宮田工業(株)	
避難器具設備	避難はしご		1	1					2	城田鉄工(株)	
屋内消火栓ポンプ	片吸込多段渦巻型				2				2	(株)テラルキョクトウ	65×50 300L/min 620kPa
ごみピット消火ポンプ	片吸込多段渦巻型				2				2	(株)テラルキョクトウ	100×80 1,680L/min 450kPa

主要機器メーカー一覧表

機器・品目		管理棟			処理棟				合計	メーカー	備考
		1F	2F	3F	1F	2F	3F	4F			
空調室内機	PAC11-1 ビルマル4方向カセット	3		1					4	三菱電機(株)	
	PAC11-2 ビルマル4方向カセット		5						5	三菱電機(株)	
	PAC11-3 ビルマル4方向カセット	2							2	三菱電機(株)	
	PAC11-4 ビルマル4方向カセット			4					4	三菱電機(株)	
	PAC30-1 ビルマル4方向カセット						2		2	三菱電機(株)	
	PAC30-2 ビルマル2方向カセット						3		3	三菱電機(株)	
	PAC30-3 ビルマル2方向カセット						2		2	三菱電機(株)	
	PAC35-1 ビルマル2方向カセット						4		4	三菱電機(株)	
	PAC35-2 ビルマル2方向カセット						4		4	三菱電機(株)	
	PAC31 ビルマル4方向カセット						2		2	三菱電機(株)	
	PAC32 ビルマル4方向カセット						2		2	三菱電機(株)	
	PAC33 パッケージ2方向カセット						1		1	三菱電機(株)	
	PAC34 壁掛ルームエアコン						3		3	三菱電機(株)	
	PAC36 パッケージ天吊りエアコン						1		1	三菱電機(株)	
PAC37 パッケージ天吊りエアコン						1		1	三菱電機(株)		
空調室外機	PAC-11 マルチ								1	三菱電機(株)	101kw
	PAC-30 マルチ								1	三菱電機(株)	56kw
	PAC-35 マルチ								1	三菱電機(株)	101kw
	PAC-31 マルチ								1	三菱電機(株)	16kw
	PAC-32 マルチ								1	三菱電機(株)	28kw
	PAC-33 マルチ								1	三菱電機(株)	8kw
	PAC-34 マルチ								3	三菱電機(株)	3.6kw
	PAC-36 マルチ								1	三菱電機(株)	5.6kw
PAC-37 マルチ								1	三菱電機(株)	8kw	

主要機器メーカー一覧表

機器・品目	メーカー	備考
昇降機 P-11-C045	(株)日立ビルシステム	750 kg/11 人乗 45m/min 身障者対応

主要機器メーカー一覧表

機器・品目	メーカー	備考
自動ドア	YKK(株)	

主要機器メーカー一覧表

機器・品目	メーカー	備考
受水槽	(株)ブリヂストン	FRP 製 2.0×1.0×2.0

主要機器メーカー一覧表

機器・品目	メーカー	備考
生活用給水ポンプ	(株)テラルキョクトウ	45×65 420L/min 40m